

ご入院中の患者様へのお知らせ

医療制度の定めるところにより、
入院日数が180日を超える長期の入院患者様につきましては、
入院基本料の一部が自己負担となります。

掲示・法08-02

【対 象 者】

保険医療機関への入院日数が通算して「180日」を超えている方

【自己負担額】

1日につき入院基本料の15%

入院料の区分	:	急性期一般入院料4
自己負担額 _(1日)	:	2,080円 (税込)

但し、以下の方は除外されます。

- 厚生労働大臣の定める状態にある方(人工呼吸器を装着している方等)
- 自賠責保険・労災保険で入院されている方

該当される患者様には事前にご説明をさせていただきます。

井上記念病院